

法律名	悪臭防止法
施行日	昭和 47 年 平成 14 年改正
目的	この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること目的とする（第 1 条）
対象者	事業者及び国民
規制対象事業規模	都道府県知事が定める規制地域に事業場があるもの
規制内容	<p>家畜排泄物や下水汚泥、水産物残差など、バイオマスの原料の多くは臭いを発生するものであり、規制地域に工場・流通施設を立地する場合は、以下の規制をクリアしなければならない。</p> <p>悪臭の素となる 22 種類の特定悪臭物質指定物質（第 2 条、施行令第 1 条）が指定されている。</p> <p>【アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸】</p> <p>特定悪臭物質を含む気体は敷地境界地表及び煙突等の排出口における規制基準、特定悪臭物質を含む水は敷地外における規制基準が設けられており、その流量や濃度に関する許容限度を遵守しなければならない。また都道府県知事が特に必要と判断した場合には、流量や濃度に代わり臭気指数による許容限度が定められている（第 4 条）。ちなみにアンモニアの場合の敷地境界地表の規制基準は、大気中における含有率が 1 % 以上 5 % 以下であり、煙突その他の気体排出施設から排出される場合は、排出口の実高さ、排出ガスの流量、排出速度、排ガスの温度によって排出基準の補正がなされる（施行規則第 3 条）。</p> <p>国民の責務として、住居が集合している地域では、飲食物の調理、愛がん動物の飼養等によって悪臭が発生し、地域住民の生活環境が損なわれることのないように努めなければならない。またみだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼</p>

	に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。 (第14条、15条)
対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、高分子利用、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産
関連法	特になし